

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 元 年 度 第 7 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和元年11月8日（金曜日） 午後1時30分から午後5時まで

2 場 所

京都市勧業館みやこめっせ 地下1階 工芸実技室（公開口頭審査以外の議事事項）
地下1階 大会議室（公開口頭審査）

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，新関委員，湯川委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，林係員，白尾係員，吉田係員

【参考人】

山口係員（消防局予防部）

和田係員，藤川係員（建設局道路建設部）

【傍聴人】

94名（議事事項(2)の公開口頭審査）

3名（議事事項(3)及び(4)）

4 議事概要

(1) 議事録の承認等について

ア 令和元年度第6回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議及び公開口頭審査

ア 審議

イ 公開口頭審査

ウ 審議

(3) 同意案件に関する審議

J R西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可

(4) 包括同意案件に関する報告

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（4件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）、（2）の公開口頭審査、（3）及び（4）
- ・非公開：上記の議題（2）の審議

6 審議内容

(1) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第6回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

今回の会議は、令和元年12月13日（金）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

(2) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議及び公開口頭審査

令和元年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。午後2時から午後3時31分まで公開口頭審査を行い、その後、再度審議を行った。

(3) 同意案件に関する審議

[J R 西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可]

ア 議案の概要

J R 西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：公共用歩廊の手すりはガラス手すりにすることだが、歩廊の設置方向が南西から北東向きであり、夏場の夕日などがガラスで反射することによって道路交通に支障が出ない対策はしているのか。

参考人：そういったことを考慮し、反射率が低いガラスを使用し、反射を抑える対策をしている。

会長：資料上、手すり高さが「1500以上」と記載されているが、どのような意味か。

処分庁：条件として、手すり高さ1500以上必要であるという旨を記載しており、計画高さは1500である。

会長：許可の審議とは直接関係ないが、資料上の「景観に配慮したガラス手すり・エレベーターシャフト」という記載について、ガラスを通して向こう側が見えることが景観への配慮なのか、それとも、デザイン自体が良好であるということなのか、どちらなのか。

処分庁：高架の上に設置するものなので、周辺への圧迫感を軽減し、抜け感を出すためにガラスで計画しており、そのことが景観への配慮ということである。

委員：公共用歩廊の上家から改札口までの間について、屋根は連続してかかっているのか。

処分庁：今回の申請建築物と駅舎の庇は隙間があかないよう同位置まで計画されており、雨がかりなく通行できる。

会長：審議の中で、否定的な意見は出なかったため、今回の案件については同意とする。

(4) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（4件）]

ア 報告の概要

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（4件）について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄